

## 判例研究

# 経営破綻銀行の未公開株式の 譲渡所得の基因となる資産性

東京高裁平成27年10月14日判決(平成27年(行コ)130号) 訟務月報62巻7号1296頁  
東京地裁平成27年3月12日判決(平成25年(行ウ)689号) 訟務月報62巻7号1307頁

我妻純子

(早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程2年)

### 目次

I 事実	3 Xの主張に対する裁判所の判断
1 事実の概要等	III 評釈
2 争点	1 本件以前の裁判所の判断
3 当事者の主張	2 千葉地裁平成18年判決
II 判旨	3 本件株式の「資産」該当性
1 所得税法33条1項の規定する譲渡所得の基 因となる「資産」の意味について	IV まとめ
2 本件株式譲渡時点における本件株式の「資 産」該当性の有無	

## I 事実

### 1 事実の概要等

#### (1) 概要

本件は、平成22年9月に破綻したA銀行株式会社(以下「本件銀行」という。)の取締役兼代表執行役であったX(原告・控訴人)が、平成22年10月20日に保有していた本件銀行の株式(以下「本件株式」という。)を1株1円で譲渡し(以下、この譲渡を「本件株式譲渡」という。)、これにより株式等に係る譲渡所得等の金額(未公開分)の計算上損失が生じたとして平成22年分の所得税の確定申告および修正申告を行ったところ、Xの所轄税務署長から、本件株式譲渡を株式等に係る譲渡所得

等の金額(未公開分)の計算の基礎に含めることはできないとの見解に立って、更正及び過少申告加算税賦課決定(以下「本件各処分」という。)を受けたことから、Xが、適法な不服申立手続を経て、本件各処分の取消しを求めて出訴した事案である。

#### (2) 本件株式譲渡までの経過

Xは、本件銀行の開業当時から取締役の地位にあり、平成21年8月からは代表執行役の地位にもあった。また、本件銀行は、本件株式を公開しておらず、平成20年12月31日をもって株券不発行会社に移行していた。

本件銀行は、平成21年5月から平成22年4月の間、金融庁による立入検査を受けたが、上記立入検査期間中の平成22年3月19日に、

Xは、本件株式950株を1株当たり33万5,000円（合計3億1,825万円）でB株式会社（以下「B」という。）に譲渡した。その後、平成22年5月10日に、Xは本件銀行の取締役及び代表執行役を退任した。

本件銀行は、平成22年9月10日、約1,870億円の債務超過に陥っているとして、金融庁長官に対し、その財産をもって債務を完済することができない旨の申出をした（預金保険法74条5項）。これを受けて、同日中に以下の3点が行われた。

- a. 金融庁長官は、本件銀行に対し、金融整理管財人による管理を命ずる処分をする（同法74条1項）とともに、本件銀行の金融整理管財人として預金保険機構を選任した（同法77条2項）。
- b. 本件銀行の金融整理管財人となった預金保険機構は、「A銀行の経営破綻と今後の業務等について」と題する文書を作成し、ホームページに掲載した。この文書中の破綻処理に係るスケジュールには、本件銀行が、再生手続の開始決定を経て、営業を継続しながら事業譲渡の準備を進め、本件銀行の事業の一部を承継銀行である株式会社C銀行（以下「C銀行」という。）に譲渡することを予定していることと共に、事業譲渡の後、本件銀行は解散して清算する予定であることが明記されていた。
- c. 本件銀行は、東京地方裁判所に対し、再生手続開始の申立てを行った。

平成22年9月13日、本件銀行は、東京地裁より、再生手続開始決定を受けた。

また、本件銀行は、同月16日及び17日に債権者説明会を実施した。この債権者説明会における本件銀行による説明の要旨には、以下の点が含まれていた。

- a. 本件銀行は、事業譲渡と、対象外の資産の売却代金を原資とする再生債権者に対する弁済を行って、解散して清算する予定であること。
- b. 本件株式は、本件銀行が「その財産をもって債務を完済することができない」（預金保険法74条5項）旨を申し出たため、無価値となる見込みであること。

### (3) 本件株式譲渡とその後の経緯

Xは、平成22年10月20日、同日付の株式譲渡契約に基づき、D税理士に対し、本件株式3,100株を1株当たり1円（合計3,100円）で譲渡した（本件株式譲渡）。

Xは、平成23年3月及び6月に、Bに対する本件株式950株の譲渡と本件株式譲渡のいずれもをXの平成22年分の所得税に係る株式等にかかる譲渡所得等の金額の計算の基礎に含めて、確定申告及び修正申告を行った。

本件銀行は、平成23年4月25日にC銀行に対し、事業の一部を譲渡し、同年7月27日に、再生計画案を東京地方裁判所に提出した。同年11月15日、同裁判所からの再生計画の認可決定を受け、上記再生計画の認可決定は、同年12月14日に確定した。上記再生計画では、本件銀行は、再生計画認可の決定の確定の日の1か月後の日に発行済株式の全部を無償取得し、最終的には解散し、清算手続に移行した上で、清算を結了させることを予定しているとされていた。

金融庁長官は、平成24年9月10日、本件銀行に対し、解散認可を行うとともに（銀行法37条1項3号）、金融整理管財人による管理を命ずる処分の取消しをした（預金保険法75条1項）。本件銀行は、同日付で解散し、清算法人となった。

## 2 争点

本件の争点は、本件株式譲渡の時点において、本件株式が、株式としての経済的価値を喪失しており、所得税法33条1項の規定する譲渡所得の基因となる「資産」に該当しないものであったか否かである。

## 3 当事者の主張

(1) Xの原審における主張は、主に以下の4点である。

- a. 譲渡の対象となった株式の経済的価値が譲渡時に喪失していたか否かは、株式の消却といった客観的かつ明確な基準をもって画一的に判断されるべきであり、曖昧な基準ないし事情によってこれを判断することは租税法律主義に反する。
- b. 租税特別措置法37条の10の2第1項（平成25年度改正前のもの。現行37条の11の2第1項）は、特定管理株式の株式としての価値を失ったことによる損失が生じる場合として、発行株式会社が解散し、清算が終了したこと、破産手続開始決定を受けたこと、更生計画認可決定や再生計画認可決定を受けて、当該計画に基づいて発行済株式の全部を無償で消滅させたこと等を挙げている。しかし、本件株式譲渡がされた平成22年10月の時点では本件銀行についてのこの事実は発生していない。
- c. 預金保険法74条1項の規定する管理を命ずる処分がされた場合でも、これにより当該処分を受けた金融機関は直ちに清算手続に移行するわけではなく、当該金融機関の株式が消滅するわけではない。また、当該金融機関の業務は何らかの形で存続する余地があるといえるため、本件株式譲渡がさ

れた時点において、本件銀行に対する同項の規定する管理を命ずる処分がされていたとしても、本件株式は、経済的価値を失っていない。

d. D税理士は、本件株式に経済的価値があると考え、値上がりによって利益が発生することを期待して本件株式譲渡によって本件株式を取得している。

(2) Xは、控訴審において、以下の2点の主張を追加した。

- e. 本件株式譲渡の時点では、本件銀行の株主は、本件銀行に対し、会計帳簿や計算書類等の閲覧請求権（会社法433条1項、442条3項）、責任追及等の訴えの提起権（同法847条）等の株主権を行使することが可能であった。また、当該時点では、本件銀行は、未だほかの受け皿金融機関への業務承継や合併等による事業再生の道も残されていた。したがって、本件株式譲渡の時点では、本件株式の自益権や共益権の行使不能が確定していたとはいえない。
- f. 金融整理管財人による管理を命ずる処分が行われているからといって、直ちに本件銀行の株主の地位・権利に変動が生じたわけではない。また、株式会社について破産手続開始決定がなされても、直ちに自益権や共益権に変更が生じない（大阪高裁平成6年12月26日決定（判例時報1535号90頁）参照）のであるから、民事再生手続開始決定によってはなおさらであり、本件株式譲渡の時点では、本件株式について、自益権や共益権に変更が生じていない。本件株式が経済的価値を失うのは、本件株式が無償消滅した時点と解すべきである。

(3) Y (被告・被控訴人)の主張は、ほぼ裁判所の判断に取り入れられている。

## II 判旨

(原審=請求棄却、控訴審=控訴棄却、本件は、上告及び上告受理申立て中)

控訴審は、Xの控訴審における主張に対する判断を加えた他は、Xの請求を棄却した原判決を引用してXの控訴を棄却した。

### 1 所得税法33条1項の規定する譲渡所得の基因となる「資産」の意味について

東京高等裁判所は原判決を引用している。

「譲渡所得に対する課税とは、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転する機会にこれを清算して課税する趣旨のものであり、売買交換等によりその資産の移転が対価の受入れを伴うときは、上記の増加益が対価のうちに具体化されるので、これを課税の対象として捉えたものと解される。

したがって、同項の規定する譲渡所得の基因となる『資産』には、一般にその経済的価値が認められて取引の対象とされ、増加益が生じるような全ての資産が含まれるが、その一方で、上記の増加益を生じ得ないもの、すなわち、社会生活上もはや取引される可能性が全くないような無価値なものについては、同項の規定する譲渡所得の基因となる『資産』には当たらないものと解するのが相当である」。

「株式は、株式会社の社員である株主の地位を割合的単位の形式にしたものであり、原則として自由に譲渡され、株主においては、利益配当請求権、残余財産分配請求権等の自益権や株主総会における議決権等の共益権を有

することから、株式は、上記各権利を基礎として一般に経済的価値が認められて取引の対象とされ、増加益を生ずるような性質のものとして、所得税法33条1項の規定する譲渡所得の基因となる『資産』に当たるものと解される。

一方、株式の経済的価値が自益権及び共益権を基礎とするものである以上、その譲渡の時点において、これらの権利が法的には消滅していなかったとしても、一般的に自益権及び共益権を現実に行使し得る余地を失っていた場合には、後にこれらの権利を現実に行使し得るようになる蓋然性があるなどの特段の事情が認められない限り、自益権や共益権を基礎とする株式としての経済的価値を喪失し、もはや、増加益を生ずるような性質を有する譲渡所得の基因となる『資産』には該当しないものと解するのが相当である」。

### 2 本件株式譲渡時点における本件株式の「資産」該当性の有無

東京高等裁判所は原判決を引用している。

「会社法上、株式会社は純資産額が300万円を下回る場合には剰余金の配当を行うことはできず(同法458条、453条)、清算に際しても、残余財産がある場合に限りその配当が可能とされているところ(同法502条)、本件銀行は、平成22年9月10日、金融庁長官に対し、約1,870億円の債務超過に陥った旨の申出をしており……(同月30日及び平成23年3月31日現在の貸借対照表からも：筆者注)本件銀行が本件株式譲渡の前後を通じて極めて多額の債務超過に陥っていたことは明らかであり、本件株式譲渡の時点において、剰余金の配当や残余財産の分配を行う余地はなかったものと認めることができる」。

また、認定された事実から、「本件銀行は、金融庁長官によって……金融整理管財人による管理を命ずる処分がされた時点において、C銀行に対する一部事業譲渡や再生手続による残余財産の債権者への弁済等の後、解散して清算法人となることが予定されていたものと認めることができる」。このような状況下においては「後に自益権を現実に行使し得るようになる蓋然性もなかったというべきである」。

次に、本件銀行の金融整理管財人として預金保険機構が選任されたことにより、「本件銀行においては、金融整理管財人である預金保険機構が、本件銀行の財産の管理処分権及び業務執行権を有することとなり、会社法上及び本件銀行の定款上は取締役会の決議を必要とする事項を単独で行うことが可能となっていた。また、本件銀行がその財産をもって債務を完済することができない状況にあったため、裁判所の許可を得れば、本件銀行は、株主総会の特別決議によらず、本件銀行の資本金の額の減少、事業の全部又は重要な一部の譲渡及び解散を行うことができるようになり、本件銀行の金融整理管財人となった預金保険機構は、株主総会の決議等を要することなく、本件銀行の取締役等の解任及び選任をすることができるようになったことからすると、金融庁長官による同項所定の処分がされた時点において、本件銀行の株主は、本件銀行の存続を前提とする経営等の意思決定に参画することができなくなっており、一般的に株主総会における議決権等の共益権を現実に行使し得る余地を失っていたものと認めるのが相当である」。

「以上によれば、本件株式譲渡の時点において、本件株式は、一般的に、自益権及び共益権を現実に行使し得る余地を失っており、か

つ、その後に自益権及び共益権を行使することができるようになる蓋然性も認められなかったというべきであるから、所得税法33条1項の規定する譲渡所得の基因となる『資産』には該当しないものと認めるのが相当である」。

### 3 Xの主張に対する裁判所の判断

東京高等裁判所は、a.からd.までは原判決を引用し、e.及びf.について判断を追加した。

#### a.の主張に対して

「株式が譲渡所得の基因となる『資産』に該当するかどうかは、当該株式の自益権及び共益権が法的に消滅しているかどうかという観点から検討するだけでは足りず、株主がこれらの権利を行使することが事実上可能かどうかといった観点や、行使した場合に実益があるかどうかといった観点からも検討を行うべきである」。

#### b.の主張に対して

「租税特別措置法37条の10の2は、『貯蓄から投資へ』という政策的要請の下、一般の個人投資家の利便性の向上に配慮し、株式投資を促進する環境を整備する観点から……特定管理株式等について、発行会社の清算結了等により価値を失った場合の損失が生じた場合には、これを株式等の譲渡損失とみなすという特例の規定であり、……上場されておらず、特定管理株式等に該当しない本件株式には適用される余地のないものである」。

#### c.の主張に対して

本件銀行については、「預金者保護及び金融機能の継続を図りつつ、将来的な解散及び清算に向けた破綻処理手続を進めることを目的として、民事再生法に基づく再生手続がとられたにすぎなかったものと認めるのが相当で

あり、本件銀行について、再建型の倒産手続である再生手続がとられたことをもって、本件銀行自身の事業の再生が予定されていたものと認めることはできない。

d.の主張に対して

「本件株式が本件株式譲渡の時点で株式としての経済的価値を有するか否かの判断は、自益権及び共益権の有無を基準として客観的事実に基づいて判断されるべきものであり、本件株式譲渡の当事者であるD税理士やXの主観的意図によって判断されるべきものではない」。そして、本件株式は、金融整理管財人による管理を命ずる処分がされた段階で、一般的に自益権及び共益権を現実に行使し得る余地を失っており、かつ、その後に自益権及び共益権を現実に行使し得るようになる蓋然性も認められなかったのであるから「原告とD税理士の間で、本件株式を1株1円で譲渡され、現にその代金が支払われていたとしても、つまり、株式の譲渡としては全く有効にされていたとしても、客観的にみて、本件株式が譲渡所得の基因となる『資産』に該当するものであったと認めることはできない」。

e.の主張に対して

「本件株式譲渡の前後を通じて剰余金の配当や残余財産の分配を行う余地がなく、また、一般的に株主総会における議決権等の共益権を現実に行使しうる余地を失っていた上、本件銀行が一部事業譲渡の後解散して清算されることが予定されていた状況においては……株主が上記株主権を行使する実益があるとは認められず、また、後にこれらの権利を現実に行使し得るようになる蓋然性も認められないから、上記株主権の行使が法律上可能であるからといって、その点に経済的価値が見いだされ、本件株式が取引の対象とされるとい

うことは考えられない」。

f.の主張に対して

「法的に自益権や共益権を有していることと現実にそのような権利を行使し得ることとは別であり、現実には本件株式について、将来にわたって自益権や共益権を行使し得る余地がなくなっていた以上、本件株式に経済的価値は認められ」ない。

以上から、本件株式には経済的価値が認められず、本件株式は、所得税法33条1項の規定する譲渡所得の基因となる「資産」には該当しないとして、Xの控訴を棄却した。

### III 評釈

#### 1 本件以前の裁判所の判断

本判決<sup>(1)</sup>は、株式の経済的価値の基礎となる自益権及び共益権が法的には消滅していなかったとしても、当該株式が譲渡所得の基因となる「資産」には該当しない場合についての判断基準を示している。

本件以前に、破綻した株式会社の株式が譲渡所得の基因となる「資産」に該当するか否かについて問題となったケースとしては、千葉地裁平成18年9月19日判決（訟務月報54巻3号771頁）<sup>(2)</sup>（以下「千葉地裁平成18年判決」という。）がある。この事案は、破産宣告を受けた株式会社の株式を譲渡した原告（控訴人・上告人）が、これにより株式等にかかる譲渡所得の計算上損失が生じたとして所得税

(1) 本判決の評釈として、牧迫洋行・訟務月報62巻7号1296頁（2016年）、西中間浩・税経通信71巻2号205頁（2016年）。また原判決の評釈として、佐藤英明＝榎野竜・TKC税研情報25巻4号122頁（2016年）。

を申告したところ、処分行政庁から上記損失を否認され増額更正処分を受けたことから、その処分の一部の取消しを求めたものである。千葉地裁平成18年判決では、破産宣告を受けた株式会社の株式が所得税法33条1項の譲渡所得の基因となる「資産」に該当するか否かが争点の1つとされたが、この場合も当該株式は譲渡所得の基因となる資産に該当しないという判断がされている。

本件銀行は、本件株式譲渡がなされた時点では、まだ再生計画案も提出していない状態にあったが、本判決は、千葉地裁平成18年判決と同じような判断基準を示して本件株式についても譲渡所得の基因となる資産に該当しないという原審の判断を是認している。

そこで、最初に本判決と同じような判断基準を示した千葉地裁平成18年判決について述べたのち、2件の事案の相違を比較した上で、両判決で示された判断基準を踏まえて本判決について検討していく。

## 2 千葉地裁平成18年判決<sup>(3)</sup>

### (1) 判旨

千葉地方裁判所は、破産宣告を受けた株式会社の株式が所得税法33条1項の譲渡所得の基因となる「資産」に該当するか否かについて、以下のように判示した。

「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がり

によりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものであるから（最高裁昭和41年（行ツ）第102号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁，最高裁昭和47年（行ツ）第4号同50年5月27日第三小法廷判決・民集29巻5号641頁），譲渡所得の基因となる資産は一般にその経済的価値が認められて取引の対象とされ、上記増加益（キャピタル・ゲイン）又はキャピタル・ロスを生じるような性質の資産をいうものと解される<sup>(4)</sup>。

そして、株式は、自益権と共益権を有することから「一般にその経済的価値が認められて取引の対象とされ、キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスを生じるような性質のものとして譲渡所得の基因となる資産に当たるものと解される<sup>(5)</sup>」。とした上で、破産宣告によって法的に株主の地位が失われるものではないが、「破産宣告を受けた株式会社の株主が、利益配当、残余財産分配等を受けることを目的とする自益権及び株式会社の意思決定に参画することを目的とする共益権を現実に行使し得る余地は一般的にはなくなるというべきである。そうすると、破産宣告を受けた株式会社の株式は、その後同社が再建される蓋然性があるなど特段の事情が認められない限り、自益権や共益権を基礎とする株式とし

(2) 本文で取り上げた争点についての千葉地裁の判断は、控訴審でも維持され（東京高裁平成18年12月27日判決（訟務月報54巻3号760頁））、上告がされたが、最高裁平成20年5月30日第二小法廷決定（税務訴訟資料258号順号10963）により、棄却された。

(3) この千葉地裁平成18年判決を題材の一つに挙げて、資産の概念について論じているものとして、

伊川正樹「譲渡所得の基因となる「資産」概念—増加益精算課税説の再考—」名城法学57巻1・2合併号141頁（2007年）（以下、伊川「資産概念」という。）、同「譲渡所得課税における「資産の譲渡」」税法学561号3頁（2009年）（以下、伊川「資産の譲渡」という。）。

(4) 訟務月報54巻3号775頁。

(5) 訟務月報54巻3号775頁。

ての経済的価値を喪失し、もはや、キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスを生ずるような性質を有する譲渡所得の基因となる資産ではなくなるものといわざるを得ない<sup>(6)</sup>と判示した。

## (2) 本判決と千葉地裁平成18年判決との事実の相違

千葉地裁平成18年判決では、破産宣告後の株式会社の株式が問題とされたのに対して、本判決で問題とされたのは、金融整理管財人による管理下にあり、再生手続開始決定後、再生計画認可決定前の株式会社の株式であった。すなわち、いずれの場合も未だ株主の地位は法的には消滅していないが、千葉地裁平成18年判決の事案においては清算型の手続きが採用されていたのに対して、本判決では、法的には再建型の手続きが採用されていた。

また、千葉地裁平成18年判決の事案におい

ては、認定された事実によると、当該株式の譲受人は、当該株式に「資産価値がなく、株式市場で流通するものではないことを認識しており、趣味として切手や宝くじを収集しているのと同様に、破産した会社の株券を記念として買ったことが認められ<sup>(7)</sup>」ており、株券自体も譲渡されている<sup>(8)</sup>。これに対して、本判決の事案においては、譲受人は、「本件銀行の再生計画の内容によっては本件株式が値上りする可能性もあると考えて本件株式を購入している<sup>(9)</sup>」とされるが、株券は発行されていない。そこで、譲渡当事者の購入目的の相違に加えて、本件株式譲渡では、具体的に何が譲渡されたのかという点が明確ではない<sup>(10)</sup>。

## (3) 小括

本判決と千葉地裁平成18年判決には上記のような事実の相違がみられるが、本判決が引用した原判決は、千葉地裁平成18年判決と同

(6) 訟務月報54巻3号776頁。

(7) 訟務月報54巻3号776頁以下。

(8) この点について、自益権や共益権を基礎とする株式と記念品としての株券では「取引される市場が異なることから、たとえ経済的価値があったとしても、同一の資産としての譲渡ではないと考えられる」とした上で、判決の結論におおむね賛成とする見解がある。柴由花「判批」ジュリスト1350号112頁以下（2008年）。このような資産の性質の変容に関しては、ゴルフクラブの会員が退会する際に返還された預託金と預託金会員制ゴルフ会員権の取得費用との差額が譲渡所得上の損失に当たるか否かについて問題とされた事例がある（名古屋地裁平成17年7月27日判決（判例タイムズ1204号136頁）、控訴審；名古屋高裁平成17年12月21日判決（税務訴訟資料255号順号10249）、上告審；最高裁平成18年6月30日第二小法廷決定（税務訴訟資料256号順号10445））。この事件で、裁判所は、原告が取得したゴルフ会員権と、退会に伴う預託金返還請求権を行使したものは資産としての内

容・性格が大きく異なっているために、その間の差額をもって所得税法33条1項にいう譲渡による所得ということはできないとして、ゴルフ会員権の取得費用と返還された預託金との差額は譲渡所得上の損失には当たらないと判示した。この判決の評釈として、増田英敏「判批」ジュリスト1339号180頁（2007年）参照。資産の性質という観点から本件株式譲渡をみると、D税理士は、その購入目的からは、株主の地位を細分化したものであるものとしての株式を譲り受けたものと考えられる。したがって、本件株式譲渡における本件株式については、仮に経済的価値があったとすれば、資産の性質は同一であったと考えられるのではないだろうか。

(9) 訟務月報62巻7号1325頁。

(10) 佐藤・前掲注(1)125頁、127頁参照。この点について、榎野・前掲注(1)135頁では、「本件株式譲渡の株式は、『譲渡所得の基因となる資産としての株式』ではなく、記念品等としての価値を認める株券（譲渡資産）となるのではないか」との考えが示されている。



じような判断枠組みを用いて、法的には消滅していないが現実には自益権と共益権を行使し得る余地がなく、後にこれらの権利を行使し得るようになる蓋然性もないような株式について、譲渡所得の基因となる「資産」には該当しないという結論を導いている。そこで、2件の判断が示されただけではあるが、破綻した株式会社の株式が所得税法33条1項の規定する資産に該当するか否かについての下級審の判断には、一定の方向性がみられるようになったと考えられる<sup>11)</sup>。それとともに、本判決は、清算結了等の事由が生じる前の本件株式譲渡の時点において本件株式の株主が自益権及び共益権を行使しえなくなっていたかどうかという観点から、本件株式の経済的価値が喪失していたか否かについて具体的に判断を示した点<sup>12)</sup>に意義がある<sup>13)</sup>と考える。

以上の点をふまえて、本件で示された裁判所の判断について検討していく。

### 3 本件株式の「資産」該当性

#### (1) 問題の所在

本判決においても千葉地裁平成18年判決においても、譲渡された株式が所得税法33条1項の規定する「資産」に該当するか否かが問

われている。ここで、株式とは、「株式会社における出資者である社員すなわち株主の地位を細分化して割合的地位の形にしたもの<sup>14)</sup>」であり、原則として自由譲渡性が認められている(会社法127条)。また、株式を有する株主には、剰余金配当請求権(同法105条1項1号)や残余財産分配請求権(同項2号)、株式買取請求権等、会社から直接的な利益を受けることを目的とする自益権と、会社の経営に参与することを目的とする共益権の行使が認められている。共益権は、株主総会における議決権が中心であるが、株主総会決議取消訴権や取締役等の違法行為の差止請求権などのように株主総会の決議や取締役の業務執行等の会社の運営を監督是正する権利も含まれる<sup>15)</sup>。

2件の判決は、以上のような性質を有する株式が、株式発行会社の経営が破綻した後に譲渡された場合の、当該株式譲渡を株式等の譲渡にかかる譲渡所得等の金額の計算の基礎に含めた申告が問題とされ、譲渡所得の基因となる資産に該当するか否かが争われたのである。そして本判決が是認した原判決も千葉地裁平成18年判決も、当該株式の「資産」の該当性について判断するにあたり、①譲渡所

(11) 佐藤・前掲注(1)124頁参照。

(12) 牧迫・前掲注(1)1303頁。

(13) 本判決を「株式の譲渡損を計上できるタイミングの限界事例として今後の実務上の参考になる」ととらえる見解がある。この見解は、株式の無価値化について、本件銀行が採用したのは「再生型の手続であったことから本件株式が経済的に無価値とまでいえないのではないかと、上記(租税特別：筆者注)措置法による株式の無価値化による譲渡損の認識のタイミングが清算結了時(法的な権利消滅時)とされていることからそれとの平仄が問題となった」とした上で、結論としては事案に即した判断がなされて譲渡時には本件株式に経済的

価値がなかったものとされた、とする。西中間・前掲注(1)206頁。通常の、事業再生を図るために再生手続を利用するようなケースにおいては、譲渡された株式が譲渡所得の基因となる資産に該当すると判断される可能性があると考えらる。そのように判断された場合には、譲渡された株式が譲渡所得の基因となる資産に該当し、当該株式譲渡によって損失が生じれば、その損失は譲渡損失として計上し得るといえるであろう。

(14) 神田秀樹『会社法〔第18版〕』65頁(弘文堂・2016年)。

(15) 神田・前掲注(14)68頁以下参照。

得の基因となる「資産」について述べた上で、②株式が「資産」に該当するか否かについての判断基準を示して、③当該株式についての判断を述べている。

以下、それぞれの点について検討をしていく。

## (2) 譲渡所得の基因となる「資産」の意味

本判決が引用する原判決は、千葉地裁平成18年判決と同様に、最初に譲渡所得課税の趣旨を示したうえで、譲渡所得の基因となる資産について述べている。すなわち、「そもそも譲渡に対する課税とは、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転する機会にこれを清算して課税する趣旨のものである<sup>(16)</sup>」として、清算課税説<sup>(17)</sup>の立場に立つことを示した。ここで示された清算課税説は、最高裁昭和43年10月31日判決（訟務月報14巻12号1442頁）が示して以来、判例のとってきた立場である。その上で「したがって、同項（所得税法33条1項：筆者注）の規定する譲渡所得の基因となる『資産』には、一般にその経済的価値が認められて取引の対象とされ、増加益が生じるようなすべての資

産が含まれる<sup>(18)</sup>」と判示した。

所得税法33条1項は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいうと規定し、同条2項は、資産の譲渡による所得のうちから、譲渡所得に含まないとする資産の譲渡について規定している。「資産」の定義については、税法上、明文の規定がなく<sup>(19)</sup>、学説や判例上は、「資産とは、譲渡性のある財産権をすべて含む観念<sup>(20)</sup>」であり、「一般にその経済的価値が認められて取引の対象とされ、キャピタル・ゲイン（又はキャピタル・ロス<sup>(21)</sup>）が生ずるようなすべての資産が含まれる<sup>(22)</sup>」と解されている<sup>(23)</sup>。清算課税説は、譲渡所得に対する課税を所有資産の増加益に対して課税する趣旨のものとして解していることから、同説に立った場合も、同項の「資産」は上記のような「キャピタル・ゲイン（又はキャピタル・ロス）が生ずるようなすべての資産」と解され、本判決もこのような「資産」の観念を踏襲したものと見える。

ところで、本判決は、さらに、「その一方で、上記の増加益を生じ得ないもの、すなわち、社会生活上もはや取引される可能性が全くないような無価値なものについては、同項の規定する譲渡所得の基因となる『資産』に

(16) 訟務月報62巻7号1313頁。

(17) 譲渡所得課税の意義については、千葉地裁平成18年が引用する最高裁昭和47年12月26日第三小法廷判決民集26巻10号2083頁の評釈である。渡辺徹也・ジュリスト別冊178号74頁（租税判例百選第4版・2005年）、小塚真啓・ジュリスト別冊207号74頁（租税判例百選第5版・2011年）、越智砂織・ジュリスト別冊228号78頁（租税判例百選第6版・2016年）参照。

(18) 訟務月報62巻7号1313頁。

(19) 武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法』2505頁（第一法規出版・加除式）。

(20) 金子宏『租税法〔第21版〕』240頁（弘文堂・2016年）。

(21) 千葉地裁平成18年判決では、譲渡所得の基因となる資産は「……増加益（キャピタル・ゲイン）又はキャピタル・ロスを生ずるような性質の資産をいうもの」（訟務月報54巻3号775頁）としているのに対して、本判決ではキャピタル・ロスについては言及していない。

(22) 武田・前掲注(19)2505頁。

(23) 企業会計原則上及び会社法上の資産概念について、武田昌輔編著『DHCコンメンタール法人税法』1359頁（第一法規出版・加除式）参照。

は当たらないものと解するのが相当である<sup>24)</sup>との原審の判断を是認している。この点に対しては、「買主がその資産の増加益以外の点に価値を見いだす場合には、『増加益を生じ得ないもの』が社会生活上取引される可能性がまったくないとまでは言えない<sup>25)</sup>」という見解がある。この見解は、さらに、「増加益の生じるものはすべて譲渡所得の基因となる資産である」からといって、当然には「増加益の生じ得ないものは譲渡所得の基因となる資産ではない」ということにならないため、「この点は別途論証されるべきことがらなのである<sup>26)</sup>」という点も指摘している。

この点に関して、千葉地裁平成18年判決は、譲渡所得の基因となる資産は、一般にその経済的価値が認められて取引の対象とされ、キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスを生ずるような性質の資産をいうものとした後、資産に当たらないものについては言及せずに、株式は譲渡所得の基因となる資産に当たるものと判示し、破産宣告を受けた株式会社の株式についての判断を示している。そこで、この判決に対しては、「経済的価値のあるもの」が「資産」に当たるということと、「資産」は「経済的価値のあるものである」ということは、必ずしも同一ではなく、「経済的価値のない資産」を譲渡して損失が発生した場合に、

なぜその「資産」性が否定されるのか疑問であるという見解がある<sup>27)</sup>。

以上の見解で示されているように、値上がり益が生じ得ないものであっても、損失が生じる場合に、その損失に価値があることを認めて取引の対象とされるものがないとは言えないであろう。そして、本件事案にはそのような事情があったとも考えられるのではないだろうか。そこで、増加益を生じ得ないもの<sup>28)</sup>が、なぜ社会生活上もはや取引される可能性が全くないような無価値なものになるのか、さらに、そのようなものがなぜ「譲渡所得の基因となる資産には当たらないものと解するのが相当である<sup>29)</sup>」のかについて、その根拠も示されるべきであったのではないかと思われる。

### (3) 株式の「資産」該当性の基準

株式は、前述のとおり、株主の地位を細分化したものであり、株主には自益権や共益権の行使が認められていることから、株式にはそれを有することによって自益権や共益権を行使することができるという経済的価値があり、また、自由譲渡性が認められる。このような株式について、原判決及び千葉地裁平成18年判決は、自益権や共益権を基礎として経済的価値が認められ、取引の対象になるもの

24) 訟務月報62巻7号1313頁。

25) 佐藤・前掲注(1)126頁

26) 佐藤・前掲注(1)126頁。

27) 伊川「資産の譲渡」・前掲注(3)7頁参照。この点については、譲渡所得の基因となる資産について「経済的価値のあるもの」と一般に解されていることから、「経済的価値を有さない資産」は譲渡所得の基因となる資産には含まれないのかという疑問も示している。伊川「資産概念」・前掲注(3)142頁。

28) 譲渡所得の基因となる資産は包括的な概念であるとしつつ、「譲渡所得の本質的意義からは、資産概念に対する限定も導き出される。」という見解がある。すなわち、「譲渡所得が資産の値上がり利益である以上、値上がりあるいは価値の増加を観念することができない資産は、譲渡所得の基因となる資産には含まれない」とするのである。谷口勢津夫『税法基本講義〔第5版〕』286頁(弘文堂・2016年)。

29) 訟務月報62巻7号1313頁。

として、所得税法33条1項の「資産」に当たると判示し、本判決も原審の判断を維持している。

以上に述べてきた裁判所の判断基準によれば、株式がその経済的価値を喪失している場合には、当該株式は同項の「資産」に該当しないこととなる。そこで、譲渡の対象となった株式の経済的価値が譲渡時に喪失していたか否かが問題となる。この点について、Xは、「株式の消却といった客観的かつ明確な基準をもって画一的に判断されるべき<sup>(30)</sup>」と主張している。これに対して、本判決は、「株式が譲渡所得の基因となる『資産』に該当するかどうかは、当該株式の自益権及び共益権が法的に消滅しているかどうかという観点から検討するだけでは足りず、株主がこれらの権利を行使することが事実上可能かどうかといった観点や、行使した場合に実益があるかどうかといった観点からも検討を行うべきである<sup>(31)</sup>」との原判決を引用している。

Xの主張に対して原判決においては、経済的価値の有無の判断には法的観点の検討だけでは足りないとする理由は明確には示されていない<sup>(32)</sup>。しかし、本判決は、「法的に自益権や共益権を有していることと現実にそのような権利を行使し得ることとは別であり、……現実には本件株式について、将来にわたって自益権や共益権を行使し得る余地がなくなっていた以上、本件株式に経済的価値は認められず<sup>(33)</sup>」本件株式は譲渡所得の基因となる資産に該当しないと判示しており、株式の経済的価値は現実に自益権や共益権を行使し得るかどうかという点にあると判断しているように考えられる<sup>(34)</sup>。株式が株主の地位を細分化したものであることから、株主の有する自益権や共益権の行使に株式の経済的価値が認められる

と考えられる以上、これらの権利が現実には行使し得ない状況にある場合にはもはや経済的価値があるとはいえないであろう。仮に、株式の経済的価値の喪失の判断について株式の消却時や清算終了時のような明確な基準を設けた場合、自益権及び共益権を現実には行使し得ない株式を、基準時の前に譲渡した時と基準時後に譲渡した時では課税上の扱いが異なることになろう。しかし、そのような扱いの違いは適切ではないと思われる。

したがって、株式の経済的価値の喪失について客観的かつ明確な基準をもって画一的に判断すべきであるというXの主張にも一理あるとは考えられるが、法的な観点からだけの判断基準が適切であるかは疑問であり、法的な観点の検討だけでは足りないとする判旨は妥当であると考ええる。

#### (4) 本件株式へのあてはめ

本判決の是認した原判決は、本件株式譲渡の時点において、本件銀行の株主が自益権及び共益権を現実には行使し得なくなっていたか否か、また、後に自益権及び共益権を現実には行使し得るようになる蓋然性がなかったか否かについて、上記判断基準に沿って具体的に判断している。そして、本件銀行が本件株式譲渡の前後を通じて極めて多額の債務超過に陥っていたこと、本件銀行が、本件株式譲渡の時点で先立ち、金融整理管財人による管理を命ずる処分を受けたため、業務の執行及び財産の管理処分権が金融整理管財人に専属す

(30) 訟務月報62巻7号1311頁。

(31) 訟務月報62巻7号1321頁。

(32) 佐藤・前掲注(1)128頁参照。

(33) 訟務月報62巻7号1306頁。

(34) 佐藤・前掲注(1)128頁参照。

ることとなったこと、また、当該処分を受けた時点において、本件銀行は、C銀行への事業譲渡と再生債権者への弁済を行った後、解散して清算することが明らかにされていたこと等から、本件株式譲渡の時点において、本件株式については自益権も共益権も現実に行行使し得る余地を失っており、かつ、将来的にも現実に行行使し得るようになる蓋然性も認められなかったというべきであるから、株式としての経済的価値を喪失しており、所得税法33条1項の「資産」には該当しない、と判示した原判決を、本判決も維持している<sup>35)</sup>。

本判決の結論は、上記に示した判断基準に即して本件の事案の具体的な状況を踏まえて詳細に検討されて導き出されており、妥当であると考えられる。

#### IV まとめ

本判決で示された争点は、「本件株式譲渡の時点において、本件株式が、株式としての経済的価値を喪失しており、所得税法33条1項の規定する譲渡所得の基因となる『資産』に該当しないものであったか否か<sup>36)</sup>」であるが、本件の事案においては、本件株式譲渡における損失を別の本件株式の譲渡益と通算できるか、という点が問題であったのではないかと思われる<sup>37)</sup>。

本判決においては、「本件株式を1株1円で譲渡され、現にその代金が支払われていたとしても、つまり、株式の譲渡としては全く有効にされていたとしても、客観的にみて、本件株式が譲渡所得の基因となる『資産』に該当するものであったと認めることはできない<sup>38)</sup>」との原判決が引用されている<sup>39)</sup>。これに対して、千葉地裁平成18年判決は、譲受人が譲渡された株式に資産価値がないことを認識しており、記念品として買ったという事実を認定して、この事実も、当該株式が経済的価値を有していないことを裏付けていると判示している。

2件の事案は株式譲渡についてのこの点も含めて違いがみられるが、裁判所は、いずれも、譲渡された株式の経済的価値が喪失しているとして、当該株式が譲渡所得の基因となる資産に該当しないとの判断を示している。すなわち本判決と千葉地裁平成18年判決は、株式発行会社の採用した法的手続きや株式譲渡の当事者の認識に相違点があるにもかかわらず、株式の経済的価値の喪失に関して同じ判断基準に基づいて結論を出している。そこで、2件の判決はいずれも、株式が譲渡所得の基因となる資産に該当しないか否かについては、もっぱら株式を有する株主の自益権や共益権が現実に行行使し得るか否かという観点

35) 本判決が、本件銀行における具体的な破綻処理の状況に即して判断した点について、牧迫・前掲注(1)1300頁以下参照。

36) 訟務月報62巻7号1310頁。

37) 佐藤・前掲注(1)129頁および131頁脚注(11)参照。千葉地裁平成18年判決についてもこの点を問題の本質としているものとして、柴・前掲注(8)111頁参照。また、同判決については、認定事実を前提とすれば譲渡当事者共に譲渡株式には経済的価値がないことを前提として取引したことが認められ

るため、「一種の租税回避行為であることが窺える」という指摘がある。伊川「資産概念」・前掲注(3)146頁。

38) 訟務月報62巻7号1325頁以下。

39) この点に関して、佐藤・前掲注(1)130頁は、「あえて踏み込む立場をとる場合には」としたうえで、本判決を、租税回避行為に対して「あえてそれを否認することなく、現行法の解釈で事実上その否認と同様の効果を生じさせたもの」という示唆をしている。

から判断されたと考えられるところ、今後このような判断が裁判所の判断として確立されていくか注目されるところであろう。

株式について、判旨のような判断基準を採用することについては賛成である。そして、この判断基準に基づいてなされた本判決の結論も妥当であると考ええる。しかし、その前提として増加益の生じ得ない資産が譲渡所得の基因となる資産に該当しない、という点については、特に本件のように譲渡としては有効

であるとしながらその効果については認めないというのであれば、そのような判断をするだけの根拠が必要なのではないかと思われる<sup>40)</sup>。

---

(40) 破産した会社のような株式については、「再建の蓋然性等の特段の事情がない限り、株式としての経済的価値を喪失している」が、「これを譲渡所得の基因となる資産から無条件に排除することは、明文の規定がない限り、許されない。」とする見解がある。谷口・前掲注(28)288頁。